

言語イデオロギーとしての「女ことば」

中村桃子

一般に、「女ことば」とは、女が使っている言葉づかいであり、男女が異なる言葉づかいをしてきたから「女ことば」が自然に成立したと考えられている。しかし、近年実際の場面で用いられる言葉づかいの分析が広く行われるようになり、女も様々な要因を考慮して多様に異なる言葉づかいをしていることが明らかになってきた。女だからといって、その言葉づかいに共通の特徴を見出すことはできないのである。では、多様に異なる女の言葉づかいと一つの「女ことば」というカテゴリーの間の矛盾はどのように説明したらよいのだろうか。以下では、「女ことば」に対する二つのアプローチを比較検討し、「女ことば」を歴史的に構築された言語イデオロギーとみなす考え方を提案する。分析では、明治・大正・戦中期における言語イデオロギーの変遷を概観することで、「女ことば」が女性国民のアイデンティティをことばの側面から作り上げる政治的働きを果たしたことを示したい。

1. 本質主義・進化論的アプローチとその問題点

「女ことば」に関する研究は大きく二つに区別することができる。ひとつは、「女ことば」を、女に共通する本質的特徴から自然に進化した非政治的概念として研究するアプローチである。本稿では、これを「本質主義・進化論的アプローチ」と呼ぶ。もうひとつは、「女ことば」を、女が実際に使ってきた言葉づかいではなく、特定の政治状況に呼応する形で歴史的に構築されてきた言語イデオロギーとして研究するアプローチである。本稿では、これを「構築主義・イデオロギー的アプローチ」と呼ぶ。

本質主義・進化論的アプローチは、「女ことば」は女が用いている言葉づかいであり、女が実際に男と異なる言葉づかいをしてきたから自然に成立したカテゴリーだと考える、つまり、女の言語実践と「女ことば」概念を直接結びつけるアプローチである。このアプローチは、さらに次のような二つの主張を導き出す。

第一に、このアプローチでは、過去から現在までの女の言語実践が継続して、進化論的に「女ことば」に結実したとみなされるため、女ことばの「起源」が取り上げられる。その場合

に、しばしば引き合いに出されるのが室町時代に宮中の女房が使った女房詞と江戸時代に遊女が使った遊女言葉である (Ide and Terada 1998, Ide 2003)。一般の女たちが女房詞や遊女言葉を使うようになったことが「女ことば」の起源だとみなされる。(杉本 1998) しかし、ナカムラ (2003) は、女房詞が男にも普及しただけでなく、町人や下女は女でも女房詞を使いたがらなかったことを示している。男も使い、女でも使わない人がいた女房詞が、なぜ「女ことば」になったのだろうか。さらに、以下で見るように、女房詞を「女ことば」と結び付けて論じるようになったのは菊澤 (1929) が最初である。つまり、女房詞は戦中期に「女ことば」の起源として発見されたのである。宮中で用いられた女房詞が持ち出されたのは「女ことば」を天皇制日本の伝統にするためである。日本の侵略を正当化するために日本文化の優位を喧伝する必要のあった戦中期に、「女ことば」が天皇制日本の伝統として再定義されたのである (Nakamura 2004)。

第二に、このアプローチでは、女が実際に男と異なる言葉づかいをしてきたことが前提となるため、言語的性差は言語実践の中に観察されると考えられる。あらかじめ男女に分けた集団の言語実践を比較すれば何らかの「性差」は観察されるだろうが、それでは性差の理由を説明することができない。その場合しばしば行われるのは、言語的性差は、女の言語実践が「女性の感性に基づく生理的要因に根ざしている」(堀井 1993:101) から現れるのだ、という本質主義的な説明である。しかしながら、近年急速に発展している談話分析では、女の言語実践が、年齢、家族関係、上下関係、世代、学歴、職場の役割、職業、居住地、性的志向によって異なるうえ、同一人物が場面のあらたまり度、相手との上下・親疎関係によって言葉を使い分けていることが指摘されている。これほど多様に異なる言語実践から性差だけを取り出すことは無意味である。さらに、多様に変化する言語実践から「女ことば」という単一のカテゴリーが自然に生まれたとは考えられない。女の言語実践と「女ことば」を区別し、「女ことば」は女の言語実践とは別の次元で形成されたと考えなければ説明がつかない。

2 構築主義・イデオロギー的アプローチ

一方、構築主義・イデオロギー的アプローチは、「女ことば」を、歴史的に構築された「言語イデオロギー」つまり、「社会・言語関係に関する、倫理・政治的価値を伴った文化的信念の体系」(Irvine 1990:255) だと考える (中村 2001, Inoue 2004)。このアプローチは、まず、女の言語実践と「女ことば」概念を区別する。「女ことば」を「現実ではなく理念、つまり、実際の言葉づかいが様々な程度で参考にする抽象的な規範」(Milroy & Milroy 1985:23) と捉えるのである。このアプローチは、女も (男も) 様々な要因を考慮して常に多様な言葉づかいをしてきたと考える点で本質主義を否定する。さらに、「言語イデオロギー」という用語には、単に抽象的規範という意味だけではなく、特定の時代・集団の言語実践を支配する政治

的働きを持つという意味が込められている。

構築主義・イデオロギー的アプローチは以下の三つの主張に特徴付けられる。第一に、このアプローチは、「女ことば」を女の言語実践から直接形成されたものとはみなさず、むしろ、女の言葉づかいに「ついて語る」ディスコースによって歴史的に構築されたと考える。「女ことば」を構築してきたディスコースは、大きく二つに区別することができる。ひとつは、作法本、教科書、辞書、文法書、識者の論評などの「言葉の使い方について語るディスコース」(メタプラグマティクス)である。メタプラグマティクスは、女の言葉づかいを評価し、批判し、規範を与えることで、特定の言語要素を「女ことば」としてまとめ上げる。もうひとつは、小説、映画、ドラマ、漫画などのフィクションの登場人物が用いる言葉づかいである。女の登場人物が特定の言語要素を繰り返し使うことにより、その言語要素が女性性と結びついてくる(金水 2003)。

第二に、このアプローチでは、過去から現在まで女も(男も)様々な要因を考慮して多様に変化する言葉づかいをしてきたと考える。女も常に「女である」ことを示すためだけに言語実践を行っているわけでもないし、「女だから」特定の言語実践を行うわけでもない。よって、様々な異なりを見せる言語実践の中で言語的性差だけを直接見出すことは出来ない。

第三に、このアプローチは、「女ことば」イデオロギーと女の言語実践を区別した上で、関係付けることにより、女の言語実践の多様性を「女ことば」の規範に対する話し手の多様な対応として説明付ける(中村 1995, 2002, Nakamura 2002)。つまり、「女ことば」を「女の特質・生理」から開放し、男女ともが利用できる言語資源として捉え直すのである。同時に、「女ことば」は、「何が女らしい言葉づかいか」という規範を示すことによって言語実践を制限する。「女ことば」の資源をどのように利用し、「女ことば」の制限にどのように従う(あるいは、従わない)かによって、言語実践は多様に変化する。このアプローチによれば、「女ことば」の成立を明らかにするためには、女の言葉づかいに「ついて語る」ディスコースやフィクションの言葉づかいによって構築された言語イデオロギーを、特定の時代・空間における政治的イデオロギーとの関係で分析することが必要になる。

以下では、明治・大正・戦中期のジェンダーに関わる言語イデオロギーの変遷を分析し、言語イデオロギーが特定の時代・空間の国家・国民に関わる政治的イデオロギーと密接に関連していることを示す。特に女性国民の役割が近代化を目指した明治期から総動員体制の戦中期に大きく変化したのに平行するように、ジェンダーに関わる言語イデオロギーも変化したことを明らかにする。これまでは、「なぜ日本語には女ことばがあるのか」という問いに対して、「それは女の言葉づかいが女に共通した本質を反映しているからだ」という答しかなかった。本稿では、「それは女性国民のアイデンティティを制御するために女に関わる言語イデオロギーが利用されてきたためだ」という分析可能な説明を提示することで、構築主義・イデオロギー的アプローチの有効性を示したい。

3 「女らしい話し方」と「男の国語」——明治期の性別化された言語イデオロギー

(1) 「女らしい話し方」——明治期女訓書

江戸期に読み書きの教科書として膨大な数普及した女訓書は、儒教の四行のひとつである婦言に基づいて繰り返し多言を戒めている。明治・大正期の女訓書の多くも、話し方については江戸期とほとんど同様の規範を述べている。たとえば、女大学系の女訓書では、江戸期と全く同じ教訓が繰り返されている。『女訓』（石川 1977[1874]:97）は「女は言語多きものなれば、慎みていらざること云うべからず」。『近世女大学』（石川 1977[1874]:111）は「女子は、挨拶・言葉遣い・立居振舞など、総て温和にして愛敬あるべし」。「言葉を慎みて、多くすべからず」は、『文明論女大学』（石川 1977[1876]:137）、『改正女大学』（石川 1973[1880]:343）、『新撰増補女大学』（石川 1973[1880]:331）で繰り返されている。『新撰女大学』（石川 1973[1882]:356-7）には、「婦人の辞遣いは、おとなしくしとやかに、耳立たぬを善しとす。…多言の婦人は七去の中に入りたれば、本心に畏れて無用の口は開くべからず。」とある。福沢諭吉『女大学評論・新女大学』（石川 1977[1899]:228）にも「『言語を慎みて多くす可からず』とは、寡黙を守れとの意味ならん。…愚者の多言、固より厭う可し。況して婦人は静かにして奥ゆかしきこそ、頼母しけれ。」とある。女の言葉づかいを女らしさの表現とみなして規範を与える言説が長期間語られたことで、「女らしい話し方」の規範が社会的に意味のあるカテゴリーになった。

しかし、明治期女訓書の教訓は二つの点で江戸期とは異なっている。一つは、江戸期の教訓が「家」の嫁・妻の規範的話し方だったのに比べて、明治期は天皇の臣民としての「女性国民」の規範的話し方に変化した点である。『文明論女大学』（石川 1977[1876]:135）には「我が日本帝国の婦人女子は、男子と同じく日本帝国の人民の権利を有するものにして、日本帝国に報ずる義務を存するものなり。婦人女子を以て、みずから軽んじ、国民の務めを外にすべからざるなり。」とある。二つ目は、日清戦争後、国家への貢献が女にも求められるに従い、単に「女は話すな」という規範を示すのではなく、女の沈黙に対する批判が生まれた点である。福沢は「唯一概に寡黙を守れとのみ教うる時は、自ずから亦弊害なきに非ず。婦人の既に年頃に達したる者が、」挨拶や病気の容体さえろくに伝えられない、と嘆いている（石川 1977[1899]:228）。江戸と明治の女訓書の大きな違いは、江戸期にはひたすら妻・嫁として家に従うことを求めたのに対して、明治期には国家的視点から次代の国民を教育する良妻賢母を求めるように変化した点にある（小山 1991:33-34）。良妻賢母の規範としての「女らしい話し方」の創生は、女が「家の嫁」から「女性国民」へ変換される過程をことばの側面から促したと言える。しかし、江戸期から継続して女の言葉づかいはあくまでも支配の対象として概念化されていた。

(2) 「男の国語」の創生——明治期言文一致論争

一方、明治期には「国語」というイデオロギーが、「国家」「国民」と並んで社会的に作り上げられたことが指摘されている。(イ 1996, 安田 1997, 長 1998) 「国語」の創生に大きな役割を果たしたのが、言文一致運動と「標準語」の制定である。「国語」の創生は、単に知識の受容と普及という実用の目的だけでなく、国家・国勢・国運に関わる急務と捉えられていた。さらに、「国語」理念を具現するために求められたのが「標準語」であり、「教育ある東京人の話すことば」を標準語とすることが主張された。(上田 1964[1895]:506) 社会階層や地域による言葉づかいの違いが大いに議論された。しかし、長期にわたる言文一致論争においても、男女の言葉づかいの違いに関する発言がほとんど見られない。もし、ひとつの「国語」を共有することが国家・国民の形成にそれほど重要であるのならば、なぜことばの性差が問題にならなかったのだろうか。

その理由は、「国語」が当初から「男の国語」として想定されていたからである。最初に標準語の基準が男の言語であることを明言したのは、岡野 (1964[1902]:510) の「斯く差違ある言語中の、言文一致の採るべき標準語は孰れなりやと言へば、比東京の各社会一般に通用する言語、即ち中流社会の男子の言語を採るのである」である。女には女訓書に従った「女らしい話し方」を求め、他方で、「男の国語」の創生を希求する。この傾向を端的に表現しているのが大概 (1905:17) である。ここでも女学校での講話にもかかわらず、ことばの性差は全く言及されていない。女の言葉については、「婦人の言葉は其人の品格にかゝるから女の言葉遣ひは慎まねばなりませぬ」と、女訓書の言説を繰り返している。ところが、標準語制定については、「そこで日本の話言葉を一つにしようといふには目安言葉(標準語)を定めねばならぬ目安言葉とするには田舎の言葉は採られぬ都の言葉でなければなるまい都といへば東京か西京かであるが西京言葉は女にはよいけれども男には弱く聞こえていけない」と、「国語」の話し手には男が想定されていたことを露呈している。言文一致論争に性差についての言及がないのは、「国語」が「男の国語」として概念化されたていたからである。「国語」にはジェンダーがあった。

「男の国語」イデオロギーは、標準語の普及のために多数出版された口語文典や国語読本によって具体的な言語要素と結び付くことでさらに具現化された。ナカムラ (2005) は、明治期の口語文典と国語読本において標準語として採用された言語要素を分析している。書生言葉を含む男と結び付いた言語要素の多くは文典と読本の両方に国語として採用されており、特に「キミ・ボク」などの人称代名詞や文末詞の「ゾ・ゼ」は「男子の用語」という注意書きなしに正当な国語として列挙されている。一方、女房詞や「アタシ・アタイ」などの人称代名詞はごく少数の文法書に言及されているだけで、しかも「女子の用語」という注意書きを伴っているために国語の例外として言及されている。さらに、「テヨ・ダウ・ノヨ」などの女学生言葉の言語要素にいたっては、文典にも読本にも全く採用されていない。

書生言葉と女学生言葉はどちらも「教育ある東京人」の言葉づかいであるという点で「国語」として承認される可能性があった。しかし、女学生言葉は口語文典や国語読本から排除されただけではなく、はげしく批判され続けた。紅葉は、「てよ・だわ・のよ」は「旧幕の頃青山に住める御家人の（身分いやしき）娘」（尾崎 1994[1888]:5）が使っていたとし、「令嬢妻君の言葉」（1896:148）も、「山の手辺の下等社会より其の界隈のお屋敷へ伝播した」と述べている。「ハガキ集」（1902）は、「「イーコトヨ」「キイテヨ」「シラナクテヨ」等野卑なる言語は将来廿世紀の賢母良妻たらん人には苦々しき次第」と批判。「女学生と言語」（1905）は、近年女学が勃興し「下流社会の子女」が多数女学校に入学するようになったため、「所謂お店の娘小児が用ゆる言語が女学生間に用ひらるる」と述べ、竹内（1907:24-6）は、「アタイだの、否ヨだの云ふ言葉は、あれは元来芸者屋の言葉」だと断定している。これらの批判は、女学生言葉を永遠に承認されることのない「国語」の外に押し出しつづけたのである。

「女らしい話し方」と「男の国語」は、全く異なる領域で語られることにより性別化されていた。「女らしい話し方」は、もっぱら礼儀作法の言説で語られることで、女性国民の規範としてカテゴリー化されている。一方、「男の国語」は、学問・政治・文学的言説で語られることで、国策や国力と不可分の国家的重要課題としてカテゴリー化されている。

なぜ時代は、「女らしい話し方」と「男の国語」という性別化された言語イデオロギーを作り出したのだろうか。近代国家建設に乗り出した明治政府は、人々を国家の労働力・兵力となる「国民」として統合する必要に直面した。女にも国民として国家に貢献する能力が期待されるようになった。しかし、女が自立して国家による統御を否定する危険を回避するには、女子国民の役割を男子国民の扶助と次代の国民の育成という妻・母役割に制限しなければならない。（若桑 2001）さらに、男性国民を純化させるためには、「他者」としての女性国民の創出が不可欠だった。久米（1997:207-8）は、「内部の他者」としての女の創出を「否定的媒介項として、中心となる『われわれ』＝日本人男子の純度・一体感はさらに高められ」と主張している。女を内なる他者として括り出すことが、純化された男性国民の創出を促した。ここに、「国民化」の過程は「国家の第一の担い手としての男」と、その男と決して競合しない「第二の担い手としての女」を分ける性別化の過程となった。（金井 1997:312）近代国家の建設は「性別化された国民化」によって達成されたのであり、「女らしい話し方」と「男の国語」という性別化された言語イデオロギーはことばの側面から「国民の性別化」を促進したのである。

4 戦中期における「女ことば」の創生

軍事体制は、それまで「国民」の外にくられていた女も戦争に貢献することを求めた。政府は、婦人団体の統合、女性指導者の政府委員への重用などを通して、国民の半分である

女も「皇国臣民」として教化して行った。1942年には、愛国婦人会と大日本国防婦人会が統合され、二〇歳以上のすべての日本婦人が「皇国の御為に御奉公する」ことを目的とした大日本婦人会が設立された。(鈴木 1986, 1997:19-20) また、1937年に吉岡弥生(東京女子医大創立者)を教育審議会委員に任命したのをかわきりに、大妻コタカ(大妻女子大創立者)、井上秀子(日本女子大校長)、村岡花子(作家)など婦人指導者が次々に公職に任命された(鈴木 1986, 1997:17-19)。

しかし、総動員体制においても、女には男と異なる「二流国民」としての役割が期待された。女の第一の役割は、子供を産み育て、兵士として喜んで天皇に差し出す「軍国の母」である。第二は、軍需産業・従軍看護婦・家庭内労働を始めとする補助的労働力の奉仕者である。第三は、女性指導者に割り当てられた戦争応援者の役割である。若桑(1995, 2000:22)は、戦争と家父長制が共生関係にあることを指摘し、戦時に女に割り当てられた役割は「伝統的な家父長制度のもとでの女性役割を強制的におこなわせたものであるにすぎない」と指摘している。戦時においてこそ、家父長制は死守されなければならなかったのである。

総動員体制は、言語の側面からも女を二流国民として分離したまま国民化することを求めた。女を「皇国臣民」として戦争に動員するには、女の言語も「男の国語」に取り込まねばならない。しかし、女の言語を男の言語と同等にしてはならない。女を二流国民のまま皇国臣民にするには、「国語」の中にも性別を作り出すことによって、女の言語を「国語」の例外にしておく必要があった。女の言葉づかいを、性別化を保持したまま「国語」に取り込むという企ては、どのように達成されたのだろうか。

(1) 「国語」の例外としての「女ことば」——口語文法書

明治期の口語文典や国語読本は、書生言葉を始めとする男と結びついた言語要素を積極的に採用する一方で、女学生言葉など女と結びついた言語要素を排除した。しかし、戦中期の口語文法書は、男と結び付いた言語要素を標準口語の基準としながら例外として積極的に女と結び付いた言語要素に言及し、性差を強調するという二つの変化を示している。

松下(1924:625)は、終助詞の「わ」について、「『は』は一般の語は他人に対してその当然なることを指示するのであるが婦人語では『は』を重く発音してその事を他人の感情に訴へる意になる。」と述べ、三尾(1995[1942]:403)は『話言葉の文法』に「女言葉」という章を設定した理由について「これまで述べてきたなかにも、女言葉についてすこしは触れてきましたが、男のつかふ言葉を標準とした一般的な言葉について述べてきましたので、女言葉にはあてはまらない部分もいくらかあったから、としている。ここで「一般の語」「一般的な言葉」と呼ばれているのは男の言語である。これらの文法書は、口語文法の基準をあくまで男の言語とした上で、女の言語には例外として言及しているのである。

性差に最も詳しく言及しているのは、藤原(1944:18,40,110)である。「君・僕・俺」は

「男子の用語」、「男子が『熱いわねえ』などとは言わない。『わ』といふ文末如詞は、…女子の使うものだからである。」発問の「か」も、「男子は『君、今日は水曜日か。』女子は『今日は水曜日?』」と例を挙げ、「女子は『か』を添えないで言ふ。」と説明。岩井（1944:17,150-1）も、「『ぼく』は大体知識階級の男子の特殊語」、終助詞「わ」は「婦人専用の助詞」、「わい」は「男子の用語」、「ぞ」「ぜ」は「多く青年男子が用いる」と性差を強調している。

性差を強調するために多数採用されたのが、明治期「女学生言葉」として批判された「テヨ・ダワ・ノヨ・コト」などの文末詞である。永田（1935:94-5）は「テヨ、ワ、コト」、保科（1936:224）は「ワヨ、ノヨ、ワ」、佐久間（1940:78）は「コト」、三尾（1995[1942]:405）は「テヨ」、石黒（1943:235）は「コト、ノヨ」を批判することなく標準口語として挙げている。

なぜ「女学生言葉」は戦中期に標準口語になったのだろうか。口語文法書が採用しているのは、女の中でも「教育ある東京人のことば」という標準語の定義を満たす女子学生の言葉づかいである。しかも、女子学生が使う男ことばは採用していない。保科（1936:225）は、「近来学生の用いる人代名詞『君』や『僕』を、女学生の間でも用いるものがあるようですが、これは一種の変態でありまして、わが国においては、男子と女子との間に、その用法が厳重に区別されているのが常例であります」と述べ、木枝（1943:85）は、「僕」は「絶対に女子のつかふべき言葉ではありません。若し若い女子が『僕』とか『君』とかつかったとしたら、…さういふ女子は日本の女子ではないと言はなければなりません」とまで述べている。つまり文法書は、女の中から「教育ある東京人」である女学生を選び、女学生言葉の中でも、性別を強化する言語要素は採用し、性別を越境する言語要素は批判しているのである。これは、文法書における女学生言葉の採用の目的が、標準語における性別の構築であったことを示している。

言葉づかいの性別を最も重要視したのは、軍事政府であった。太平洋戦争を開始した昭和十六年（1941）、文部省は、国民の礼儀作法を記した『礼法要項』を発行し、「五 言葉遣ひ」の章では、上下の区別と並んで性別を強調している。『礼法要項解説』（礼法研究会 1941:58-66）によれば、敬語については、「男子が遣ふ敬語と、女子のつかふ敬語とは違ってあるものもあるから、よく心得て用ひるがよい」、自称については、「『吾輩』や『吾々』『僕』は、用法に注意しなければならない。殊にこれは女子の使ふ言葉ではない」、他称については、「目下の者には、男ならば『キミ』、女ならば『あなた』、『おまへさん』などを用ひた方が、やさしみがある」、返答については、「『うん』、『あゝ』は余程親しい同志か、目下の者にしか用ひてはならない。婦人は絶対に用ふべきでない」、つまり、「凡て男子は男子らしく、女子は女子らしい言葉を用ひる」ことを主張して、女性国民と男性国民の違いを言葉の面からも徹底させている。

言葉の性別化がこれほど重要だと考えられたのは、軍事政府がことばの側面からも性別を維持する重要性を認識していたからだろう。「女性の言葉の力がかやうな時代に於て、兵隊の

厳粛な簡潔な決意と責任の言葉と共に、愛と慰藉と親和の言葉として、戦うものの団結を強め協同の心を高めるのである。」(長尾 1943:131) ここでは、女の言語が兵隊の言語と対比されて、両者が車の両輪のように戦時体制を支えるものとして概念化されている。国家総動員体制の中で女に「銃後の守り」が期待されたように、女の言語には「愛と慰藉と親和」の役割があてがわれている。

標準口語文法書が積極的に女の言葉づかいに言及したことにより、女の言葉づかいが、「婦人語」・「女性語」・「女ことば」としてはじめて「国語」の中に位置付けられた。それはちょうど、戦中期に婦人団体の活動の中で女たちがはじめて社会活動に参加し、女性指導者が政府委員に重用された事実と重なる。しかし、それは女の言葉づかいを正統な「標準語＝国語」として認めるのではなく、例外として「国語」の周縁に位置付ける取り上げ方であった。これら文法書における周縁化と性別化の言説群が、「女の言葉づかい」を性別化したまま「国語」に取り入れるという企てを達成したのである。国語の文法の中に性別が取り込まれ、「国語には女ことばがある」という認識が確立した。

(2) 天皇制国家の伝統としての「女ことば」

さらにこの時期、「女ことば」の起源は女房詞と敬語にあるという主張が発生する。女房詞と女ことばを初めて結び付けて考察したのが菊澤(1929)である(鷺 2000:20)。菊澤(1929:67)は、女房詞の特徴として「丁寧な言葉遣をすること」、「上品な言葉を用いること」、「婉曲な言葉」、「ごこちない漢語を避ける」の四つを挙げている。そして菊澤以降、「女ことば」の起源を女房詞とし、女房詞の特徴を、すなわち「女ことば」の特徴とみなす傾向が繰り返されて行く。保科(1936:228-9)も、「一体婦人の言葉は男子に比較すると、一般にやさしいのが特徴でありますから、敬語の意味でなくとも、なるべく上品・丁寧な言葉を用いようと心掛けます。その関係から、何事も直接にあからさまに言いあらわさない習慣が生じ、それが上品で奥ゆかしい感じを与えるのであります。…明治時代までは、婦人の間には生硬なむずかしい漢語が用いられませんでした」と菊澤の主張を繰り返している。一方、「女ことば」と敬語の起源の同一性を主張したのが、金田一(1942:296)である。「婦人語の特徴は、敬語の多いことであり、敬語の発達は、婦人語の発生と切っても切れない縁があるのである。故に敬語の起源を考へることは、婦人語の起源を考へることである。」

なぜ戦時中に、女房詞と敬語が「女ことば」の起源として言及されたのだろうか。この間に答えるために、女房詞や敬語がどのようなものとして語られていたのか見てみよう。まず、女房詞については、宮中から発生したという理由から、天皇制国家の伝統とする主張が多く見られる。長尾(1943:30)は、「〔女房詞が〕禁裏、仙洞に発して、將軍家大奥を経て、今日の我々の日常にも生活してゐることは、長き尊き国語の伝統... 皇国の美と高貴に見える伝統である。」と述べている。次に、敬語については、世界に誇るべき日本語の優位の象徴とし

ての位置付けが見られる。廣幸（1941:448）は、「特に我が国語が…敬語法に富んでいることは実に諸外国語に対する我が国語の一大特色である。」と主張している。「天皇制国家の伝統を継承した女房詞」や「国語の優位の象徴である敬語」が女ことばの起源として持ち出されたのは「女ことば」という概念を日本が古くから保ってきた伝統とするためではないだろうか。「伝統というものは常に歴史的につじつまのあう過去と連続性を築いて」（Hobsbaum1983:1）創り出される。女房詞や敬語を起源とすることで、「女ことば」は日本の伝統になったのである。

これに加えて、「女ことば」は日本語のみに見られる特徴であり、これが日本語の優位、ひいては、日本の優位を示しているとする主張が発生する。「この、男の話す言葉と女の話す言葉と違うと云うことは、ひとり日本の口語のみが有する長所でありまして、多分日本以外のどこの国語にも類例がないであります。」（谷崎 1934:157）「日本の女性語も正しく、日本婦人道と關聯する世界希有の事實ではないかと思われる。」（金田一 1942:293）「〔女性語は〕日本語のもつ美しさの一つであり、他の國語の追従をゆるさない。」（石黒 1943:236）

「女ことば」が天皇性国家の伝統・優位の象徴に祭り上げられると、女性国民には国語の守護者として戦時体制に協力することが期待された。「現代も将来も女性の言語よりの寄与は、殊に我邦の場合において重要視されるのである。」（新村 1938:96）

金田一（1942:309）は、「一人前の日本婦人となるのには、何はともあれ、この伝統的な日本婦人語、世界に類の無い精妙な敬語法をまづ身につけ〔る〕べきである」と、「婦人語」の習得を女性国民の第一の条件としている。「時代の日本の国民と共に時代の国語は婦人の手によって守り育てられる。」（石黒 1943:280）「国語の美を体得し、国語を愛護し、国語を育てたのが、我が女性の系譜であった。」（長尾 1943:58）

女性国民には、国語を守るだけでなく子供に正しい国語を指導する役割も含まれる。「家庭教育振興に関する文部大臣訓令」（1930）は、「家庭教育ハ固ヨリ父母共ニ其ノ責ニ任ズベキモノナリト雖特ニ婦人ノ責任重且大ナルモノアリ」（三井 1977:665）と家庭教育における女の責任を強調。新村（1972[1942]:379）は、「家庭にあつては母親とか姉とかいふものが、息、娘、弟、妹に対して…急所急所を抑へて訓練するといふことがあつてほしいと思ひます」と、女（母親や姉）に正しい言葉づかいの手本になるよう要請。石黒（1943:277）も、「女性のことばの美しさ、正しさは、國語の半分を美しく、正しくすることにかかはつてゐるばかりか、つぎの時代の國語をさうすることは、實に婦人の責務である」と、自らも「正しい」国語を話し、子供にも「正しい」国語を教育することが女性国民の責務だと主張した。女性国民に天皇制国家の伝統である「国語」の守護者としての役割が求められたことにより、女にとって、言葉づかいが「国民」と「非国民」を区別する指標となった。

このように「女ことば」を天皇制国家の伝統、他に類を見ない特徴として賞賛する意図は明らかである。国語の優位は国家の優位である。「大東亜共栄圏」構想を打ち出して東アジア

を侵略していた日本にとって、国語の優位を謳うことは、侵略を正当化することでもある。「すべて優秀なる国民の言語が、一般に強大な感化力を有するものであるから、共栄圏の盟主たる日本の言語が、当然その資格を具備している」（保科 1942:199）のである。優位な国語を持つ優位な国家の植民地支配が正当化された。その過程で、日本語の優位を裏付けるために最大限に利用されたのが「女ことば」である。この時期「女ことば」が賞賛されたのは、日本の戦時体制を維持し侵略を正当化するためだったのではないだろうか。

地域語や低い階層の言葉づかいが「国語」から排除されたのに、なぜ「女ことば」は「国語」の内部に位置付けられ賞賛されたのだろうか。若桑（1995,2000:57）は、人種差別と性差別の根本的相違について、「ナチス・ドイツの例にあきらかなように、かれらは、ユダヤ人を絶滅しようとしたようには、女性を絶滅することはできなかった。もしそうすれば自分の属する人種自体が滅亡するであろう。肝要なことは、絶滅せずに自分たちの下に、ある場所に囲い込み、特定の任務につかせることである」と指摘している。次代の労働力と兵力を再生産することが出来るのは女だけである。そのために、女性国民の創生において重要なことは、「絶滅せずに自分たちの下に、ある場所に囲い込み、特定の任務につかせること」である。これが学問的言説が女の言葉づかいを排除するどころか、積極的に記述し始めた理由である。女の言葉づかいは、絶滅せずに「国語」の下に囲い込まれ、天皇制国家の伝統の継承という特定の任務を与えられた。国語の例外としての「女ことば」は、ことばの側面から女の戦争役割を支えたのである。

5 まとめ

以上の分析は、明治・大正期から戦中期にかけての言語イデオロギーの変化が、女性国民に求められるアイデンティティの変化に呼応していることを示している。「国語」イデオロギーと女に結び付いた言語イデオロギーの関係が変化したのは、言語イデオロギーが政治的イデオロギーと互いに補強し合う関係にあったからである。女の言葉づかいに関する言語イデオロギーは、明治期の国民の性別化と戦中期の女性の国民化という政治的要請をことばの側面から補強した。さらに、「女ことば」イデオロギーの構築には、国語学者や文法家などの言語の専門家が主要な役割を担ったことも明らかになった。

これらの分析の結果は、構築主義・イデオロギー的アプローチの有効性を示している。構築主義・イデオロギー的アプローチは、どのようにして、誰によって、なぜ「女ことば」が成立したのかを明らかにする。女と結び付いた言語イデオロギーは、国民化という政治的イデオロギーと互いに補強し合う形で、文法書や国語教科書、言語学者の言説によって構築された。「女ことば」が戦中期に「国語」の周縁に位置付けられたのは、戦争を促進し侵略を正当化する働きが大きかった。日本語に「女ことば」があるのは、女の言葉づかいが女に共通

した本質的特質を反映しているからではなく、「(女ことば)も含む)言語イデオロギーが男女双方の国民アイデンティティの制御に用いられてきたからである。戦中期以降の「女ことば」イデオロギーの変化については、特定の時代・空間における構築主義・イデオロギー的研究がさらに必要となる。

参照文献

- 藤原与一. 1944. 『日本語—共栄圏標準口語法—』東京:日黒書店.
 「ハガキ集」1902. 『読売新聞』12/26.
- 廣幸亮三. 1941. 『標準口語法解説』東京:京極書店.
- Hobsbaum, E. 1983. *The Invention of Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 堀井令以知. 1993. 「女性語の成立」『日本語学』12, 100-108.
- 保科孝一. 1936. 『國語と日本精神』東京:実業之日本社.
- 保科孝一. 1942. 『大東亜共栄圏と國語政策』東京:統正社.
- Ide, R. and T. Terada. 1998. "The Historical Origins of Japanese Women's Speech: From the Secluded Worlds of 'Court Ladies' and 'Play Ladies.'" *International Journal of the Sociology of Language* 129, 139-56.
- Ide, S. 2003. "Women's Language as a Group Identity Marker in Japanese." In M. Hellinger and H. Bubmann eds. *Gender Across Languages*. 227-38. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins.
- Inoue, M. 2004. "Gender, Language, and Modernity: Toward an Effective History of Japanese Women's Language." In S. Okamoto and J. S. Smith eds. *Japanese Language, Gender, and Ideology: Cultural Models and Real People*. 57-75. Oxford: Oxford University Press.
- Irvine, J. T. 1990. "When Talk isn't Cheap: Language and Political Economy." *American Ethnology* 16-2, 248-67.
- 石黒修. 1943. 『美しい日本語—女性新書—』東京:光風館.
- 石川松太郎 (編). 1973. 『日本教科書体系往來編第15巻女子用』東京:講談社.
- 石川松太郎 (編). 1977. 『女大学集』東京:平凡社.
- 岩井良雄. 1944. 『標準語の語法』東京:山海堂.
- 「女学生と言語」1905. 『読売新聞』3/16.
- 金井景子. 1997. 「自画像のレッスン—『女学世界』の投稿記事を中心に—」小森陽一・紅野謙介・高橋修編『メディア・表象・イデオロギー—明治三十年代の文化研究—』288-318.東京:小沢書店.
- 木枝増一. 1943. 『言葉遣の作法』大阪:大阪堂書店.
- 菊澤季生. 1929. 「婦人の言葉の特徴に就いて」『国語教育』14-3, 66-75.
- 金田一京助. 1942. 『國語研究』東京:八雲書林.
- 金水敏. 2003. 『ヴァーチャル日本語—役割語の謎—』東京:岩波書店.
- 小山静子. 1991. 『良妻賢母という規範』東京:勁草書房.
- 久米依子. 1997. 「少女小説—差異と規範の言説装置—」小森陽一・紅野謙介・高橋修編『メディア・表象・イデオロギー—明治三十年代の文化研究—』195-222.東京:小沢書店.
- イ・ヨンスク. 1996. 「『国語』という思想—近代日本の言語認識—」東京:岩波書店.
- 松下大三郎. 1924. 『標準日本文法』東京:紀元社.
- Milroy, J. and L. Milroy. 1985. *Authority in Language: Investigating Language Prescription and*

- Standardisation*, 2nd edition. London / New York: Routledge.
- 三尾砂. 1995[1942].『話言葉の文法 言葉遣篇』東京:くろしお出版.
- 三井為友編集・解説. 1977.『日本婦人問題資料集第四巻教育』東京:ドメス出版.
- 長尾正憲. 1943.『女性と言葉』東京:佃書房.
- 永田吉太郎. 1935.「旧市域の音韻語法」齊藤秀一編『東京方言集』18-143. 東京:国語刊行会.
- 中村桃子. 1995.『ことばとフェミニズム』東京:勁草書房.
- 中村桃子. 2001.『ことばとジェンダー』東京:勁草書房.
- 中村桃子. 2002.「『言語とジェンダー研究』の理論」『言語』31-2, 24-31.
- Nakamura, M. 2002. "The Dynamic Model of Language and Gender Studies." *Nature-People-Society* 32, 1-26. Yokohama: Kanto Gakuin University.
- Nakamura, M. 2003. "Discursive Construction of the Ideology of 'Women's Language': From *Kamakura, Muromachi, to Edo* Periods (1180-1867)." *Nature-People-Society* 34, 21-64.
- Nakamura, M. 2004. "Discursive Construction of the Ideology of 'Women's Language': The Impact of War (1914-45)." *Nature-People-Society* 37, 1-39.
- Nakamura, M. 2005. "Construction of 'Men's National Language' in Japan (1868-1911)." *Nature-People-Society* 38, 91-125.
- 岡野久胤. 1964[1902].「標準語に就て」吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題論集』509-514. 東京: 風間書房.
- 大槻文彦. 1905.「日本方言の分布区域」『風俗画報』318, 12-17.
- 長志珠絵. 1998.『近代日本と国語ナショナリズム』東京:好川弘文館.
- 尾崎紅葉. 1994[1888].「流行言葉」『紅葉全集第十巻』4-5. 東京:岩波書店.
- 礼法研究会. 1941.『礼法要項解説』東京:皇国青年教育協会.
- 「令嬢妻君の言葉」1896.『早稲田文学』(2月号) 148.
- 佐久間鼎. 1940.『現代日本語法の研究』東京:厚生閣.
- 新村出. 1938.「女性の言葉」『婦人之友』(9月号) 96-87.
- 新村出. 1972[1942].「昭和十七年七月七日京都修徳国民学校講演」『新村出全集第二巻』東京:筑摩書房.
- 杉本つとむ. 1998.『近代日本語の成立と発展』東京:八坂書房.
- 鈴木裕子. 1986,1996.『新版フェミニズムと戦争—婦人運動家の戦争協力—』東京:マルジュ社.
- 竹内久一. 1907.「東京婦人の通用語」『趣味』2- 11, 24-26.
- 谷崎潤一郎. 1934.『文章読本』東京:中公文庫.
- 上田万年. 1964[1895].「標準語に就きて」吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題論集』東京:風間書房.
- 若桑みどり. 2001.『皇后の肖像—昭憲皇太后の表象と女性の国民化—』東京:筑摩書房.
- 若桑みどり. 1995,2000.『戦争がつくる女性像』東京:筑摩書房.
- 鷺留美. 2000.「女房詞の意味作用—天皇制・階層性・セクシュアリティ—」『女性学年報』21, 18-35.
- 安田敏朗. 1997.『帝国日本の言語編成』東京:世織書房.